



11月25日 東京都労働委員会

救済申立受理

JR東日本が行う不当労働行為の実例

綾瀬運輸区分会は、2020年5月15日に締結された労働協約に則り「組合掲示板の設置」を求めました。

しかし、(当時の) 綾瀬運輸区区長が提示した設置箇所は「薄暗く誰も通らない場所」でした。

分会は、当該箇所の設置に反対を表明し、幾度のコミュニケーションや団体交渉を行うも、事態は進展しませんでした。

これ以上、労使議論で解決を図ることは困難であるため、東京都労働委員会に『あっせん申請』を行いました。JR東日本会社より「あっせん手続きに適しない」と打ち切られ、組合掲示板が設置されない状況が続いています。



掲示板設置箇所をめぐる主張点

綾瀬運輸区分会	(当時の)綾瀬運輸区区長
◆ 会社は数年前より使用していないため、何ら問題のない場所である。	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 会社が示している場所（暗くて人が通らない場所）が理想である。 ➢ お客さまから見えない場所に設置するなどの考えがある。 ➢ (分会の求める場所は) 使うかもしれない。パブリックスペースであり認められない。

分会は以下の5点を主張し、

不当労働行為を通告！

- ① 申請した場所が通らない明確な理由がなく不誠実である。
- ② 組合員の総意として、会社の提示箇所は「見えない」「暗い」「動線ではない」
- ③ 区長は「決めました」を連呼し、会話のキャッチボールを成立させない。
- ④ 会社は理解を得ようとせず、話が噛み合わない。
- ⑤ 求めた場所は、他労組の掲示板があった場所で現在は使用していない。

「あっせん」が打ち切られて以降も、解決に向けた議論は平行線を辿り、組合員に多大な「不利益」と「差別」が生じているため「救済申立」を行いました！